

POPs 条約の発効について（お知らせ）

平成 16 年 2 月 27 日
 環境省環境保健部環境安全課
 課長：安達 一彦（内線 6350）
 課長補佐：荒木 真一（内線 6353）
 専門官：行木 美弥（内線 6360）
 担当：鈴木 克彦（内線 6358）

<外務省・経済産業省同時発表>

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs 条約）は、本年 2 月 17 日に加盟国が 50 ヶ国に達し、同年 5 月 17 日に発効することとなりました。

今後、POPs 条約第 7 条に基づき、条約発効後 2 年以内に、POPs 対策を行うための国内実施計画を策定することなどが必要です。

1. 条約の概要

本条約では、毒性、難分解性、生物蓄積性等を有する 12 種類の POPs（Persistent Organic Pollutants：残留性有機汚染物質）による地球環境汚染の防止のため国際的に協調してこれら POPs について、製造・使用の禁止又は制限、非意図的生成物質の排出削減、在庫・廃棄物の適正管理及び処理、及びこれらの対策に関する国内実施計画の策定などを定めています。（別紙参照）

なお、POPs 条約は、第 26 条により、締約国が 50 ヶ国に達した日から 90 日後に発効することと定められています。

2. 経緯

1992 年 6 月	地球サミットのアジェンダ 21 で重要性の指摘
1997 年 2 月	UNEP 管理理事会で条約化の決定
1998 年 6 月	政府間交渉委員会の開始
2000 年 12 月	第 5 回政府間交渉委員会で条約案について合意
2001 年 5 月	外交会議（於ストックホルム）で条約の採択
2002 年 8 月	日本が 19 番目の締約国として条約に締結（8 月 30 日）
2004 年 2 月	50 番目の締約国が条約に締結（2 月 17 日）
2004 年 5 月	条約発効（5 月 17 日）

第 1 回目の締約国会議は、POPs 条約第 19 条により、条約発効後 1 年以内に開催されるとされており、ウルグアイで来年の早い時期に開催される見込みです（開催日は未定）。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (P O P s 条約) の概要

背景

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する P O P s (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調して P O P s の廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。

条約の概要

1 . 目 的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2 . 各国が講ずべき対策

製造、使用の原則禁止 (アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、P C B の 9 物質)
及び原則制限 (D D T)

非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、P C B の 4 物質)

P O P s を含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

これらの対策に関する国内実施計画の策定

その他の措置

- ・条約に記載されている12物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
- ・ P O P s に関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
- ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3 . 条約の発効

2004年5月17日発効。(条約の発効には50ヶ国の締結が必要であり、2004年2月17日、50ヶ国目が締結(日本は2002年8月30日に締結済))。2004年7月15日現在72ヶ国が締結。

参考

1．条約対象12物質

アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCB、DDT、ダイオキシン(PCDD)、ジベンゾフラン(PCDF)

2．締結国一覧(2004年7月15日現在72ヶ国。)

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| (1)カナダ(2001/5/23) | (2)フィジー(2001/6/20) |
| (3)レソト(2002/1/23) | (4)オランダ(2002/1/28) |
| (5)サモア(2002/2/4) | (6)ドイツ(2002/4/25) |
| (7)スウェーデン(2002/5/8) | (8)ナウル(2002/5/9) |
| (9)リベリア(2002/5/23) | (10)アイスランド(2002/5/29) |
| (11)ルワンダ(2002/6/5) | (12)ノルウェー(2002/7/11) |
| (13)アラブ首長国連邦(2002/7/11) | (14)ベトナム(2002/7/22) |
| (15)スロバキア(2002/8/5) | (16)チェコ共和国(2002/8/6) |
| (17)北朝鮮(2002/8/26) | (18)オーストリア(2002/8/27) |
| (19)日本(2002/8/30) | (20)フィンランド(2002/9/3) |
| (21)南アフリカ(2002/9/4) | (22)セントルシア(2002/10/4) |
| (23)ボツワナ(2002/10/28) | (24)トリニダード・トバゴ(2002/12/13) |
| (25)レバノン(2003/1/3) | (26)エチオピア(2003/1/9) |
| (27)マーシャル諸島(2003/1/27) | (28)ルクセンブルグ(2003/2/7) |
| (29)メキシコ(2003/2/10) | (30)パナマ(2003/3/5) |
| (31)エジプト(2003/5/2) | (32)ガーナ(2003/5/30) |
| (33)ボリビア(2003/6/3) | (34)スイス(2003/7/30) |
| (35)ドミニカ(2003/8/8) | (36)マリ(2003/9/5) |
| (37)アンティグア・バーブーダ(2003/9/10) | |
| (38)シエラレオネ(2003/9/26) | (39)パプア・ニューギニア(2003/10/7) |
| (40)セネガル(2003/10/8) | (41)アルメニア(2003/11/26) |
| (42)デンマーク(2003/12/17) | (43)ベナン(2004/1/6) |
| (44)イエメン(2004/1/9) | (45)アゼルバイジャン(2004/1/13) |
| (46)ツバル(2004/1/19) | (47)コートジボワール(2004/1/20) |
| (48)ベラルーシ(2004/2/3) | (49)ウルグアイ(2004/2/9) |
| (50)フランス(2004/2/17) | (51)フィリピン(2004/2/27) |
| (52)チャド(2004/3/10) | (53)ジブチ(2004/3/11) |
| (54)パラグアイ(2004/4/1) | (55)モルドバ(2004/4/7) |
| (56)ミャンマー(2004/4/19) | (57)モンゴル(2004/4/30) |
| (58)タンザニア(2004/4/30) | (59)スロベニア(2004/5/4) |
| (60)オーストラリア(2004/5/20) | |
| (61)セントクリストファー・ネイビス(2004/5/21) | |
| (62)ナイジェリア(2004/5/24) | (63)マケドニア旧ユーゴスラビア(2004/5/27) |
| (64)スペイン(2004/5/28) | (65)バルバドス(2004/6/7) |
| (66)エクアドル(2004/6/7) | (67)モロッコ(2004/6/15) |
| (68)ブラジル(2004/6/16) | (69)チュニジア(2004/6/17) |
| (70)クック諸島(2004/6/29) | (71)モーリシャス(2004/7/13) |
| (72)ポルトガル(2004/7/15) | |